

一般社団法人岡山県公認心理師・臨床心理士協会 委員会に関する規程

(総則)

第 1 条 一般社団法人岡山県公認心理師・臨床心理士協会（以下「本会」という。）の定款第 39 条 3 に基づき、この規程を定める。

2 常時に設置する委員会を付表 1 のとおり定め、特別に必要が生じた場合には理事会の議を経て特別委員会を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は本会の目的および事業の執行にあたり、理事長、理事会の諮問にこたえ、又意見を具申する機関とする。

(構成員)

第 3 条 委員会の委員は本会定款第 39 条 2 に基づき、理事会において選任する。

2 委員長は、理事の中より選任する。

3 委員は、本会会員の中より選任する。

(任期)

第 4 条 常設する委員会の委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 常設する委員会の委員の任期は、選任後の任期が満了しても後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

3 特別委員会の委員の任期は、その都度定める。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会には、委員長の他必要に応じて副委員長を置く。副委員長は委員の中より委員長が委嘱する。

2 委員会の委員数は当該委員会で定める。

3 委員長は委員に特別な事情が生じた場合で、他の全委員が同意した場合に限り、任期中でも委員の任を解くことができる。ただし、すみやかに理事長に報告する必要がある。

(専門部会の設置)

第 6 条 委員会は必要に応じて、専門部会を設置することができる。その運用内規は各委員会において別に定める。

(委員会の招集)

第 7 条 委員会は委員長が召集する。

(会議)

第 8 条 当該委員会委員の過半数の委員が出席し、出席した委員の過半数をもって議決するこ

とができる。ただし、何らかの事情により委員の出席者が過半数に満たなかった場合は、委員会開催後に検討の内容を欠席委員にメール等で伝え、意見を確認することにより、委員会を成立したものとみなす。

- 2 委員長は、委員会の開催日時、場所、出・欠席者名、議事内容を記録して、できるだけすみやかに理事会で所定の活動報告をしなければならない。
- 3 緊急を要する場合は、委員長は文書、電話またはメール等での連絡によって委員の意見を聞き、会議にかえることができる。

(委員会の運用内規)

第 9 条 委員会は理事会の承認を経て、当該委員会の運用上の内規を定めることができる。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て、理事長が行う。

(付表 1)

常時設置する委員会

- 1) 倫理委員会
- 2) 広報委員会
- 3) 司法領域委員会
- 4) 福祉領域委員会
- 5) 産業領域委員会
- 6) 教育領域委員会
- 7) 医療領域委員会

特別に設置する委員会

- 1) 選挙管理委員会

附則 本規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。